

各務原市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱

(平成25年4月12日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づき住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前の申出により登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法に規定する住民票（消除されたものを含む。以下この号において同じ。）の写し又は住民票に記載した事項に関する証明書で、住基法第7条第5号に掲げる事項を記載したもの及び戸籍の附票（消除されたものを含む。）の写し
- (2) 戸籍法に規定する戸籍（除かれたものを含む。以下この号において同じ。）の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により前項第1号に掲げるものの交付を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により前項第1号に掲げるものの交付を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により前項第2号に掲げるものの交付を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（同条第2項を除き、これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により前項第2号に掲げるものの交付を請求する者

(登録対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本市に備える住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者（消除された住民票又は消除された戸籍の附票に記載された者を含む。）

(2) 戸籍法の規定により本市に備える戸籍（除かれたものを含む。）に記載され、又は記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象としない。
（登録の申込み）

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ各務原市本人通知制度登録申込書（様式第1号）により、市長に登録を申し込まなければならない。

2 前項の規定により申込みをする者は、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）又は申込者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類（以下「本人確認書類」という。）を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の規定による申込みを代理人によりしようとするときは、代理人は当該代理人に係る本人確認書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状及び当該代理人に委任した者に係る本人確認書類。ただし、本人確認書類は写しによることができる。

4 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の規定による申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができない場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

5 第2項及び第3項の規定は、前項の申込みについて準用する。

（登録等）

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、各務原市本人通知制度登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録をした者（以下「登

録者」という。)に係る住民票の写し等を交付する際に、登録者に係る者であることが容易に分かるよう必要な措置を講じるものとする。

3 登録者名簿への登録期間は、登録者名簿に登録した日から起算して3年間とする。

4 登録期間満了後も引き続き登録を希望する者は、再度、前条の規定による登録の申込みを登録期間満了日の1月前からすることができる。

(登録内容の変更等)

第6条 登録者は、登録期間中に氏名、住所その他登録した内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、各務原市本人通知制度登録(変更・廃止)届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

(本人通知)

第7条 市長は、第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、各務原市住民票の写し等交付通知書(様式第4号)により当該登録者にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 住基法第12条の3第4項第5号(住基法第20条第5項の規定により準用する場合を含む。)の政令で定める業務に係る請求により交付したとき。

(2) 戸籍法第10条の2第4項各号又は第5項(同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。)に掲げる業務に係る請求により交付したとき。

(3) その他市長が特別な事情があると認めたとき。

2 通知書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数

(3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

(登録の廃止)

第8条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者に係る登録を廃止するものとする。

(1) 第5条第3項による登録期間が満了したとき。

(2) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

(3) 登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権で消除されたとき。

(5) その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成27年12月7日決裁）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日決裁）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（令和5年3月31日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

各務原市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

1. この制度は、各務原市にこの申込書による申込みをし、登録をした者（以下「登録者」という。）について、住民票の写し等（※1）を第三者（※2）に交付した場合に、その事実について登録者へ通知するものです。
2. 登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、登録者又は法定代理人に各務原市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。
3. 通知書には、次の事項が記載されます。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
4. 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律の規定により、本人が開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、同法の規定の範囲内での情報の開示になります。
5. 登録を希望する方又は登録された方は、代理人により登録の申込みをすることができます。
6. 登録者名簿への登録日は、申込み受付日の翌日（その日が市の休日に当たる場合はその翌日）となります。
7. 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 登録を希望する方又は登録された方が疾病その他やむを得ない理由等により直接、申込みをすることができないとき。
 - (2) 他の市区町村に居住しているとき。
8. この申請による登録期間は、登録した日から3年です。引き続き登録を希望される方は、登録期間満了日の1月前から登録の更新をすることができます。
9. この登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により、登録した住所、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は、届出が必要です。なお、登録された方が死亡、居所不明等により住民票が削除されたときは、登録を廃止します。
10. この登録がされても、証明書コンビニ交付サービスにより交付される住民票の写し等、本籍・筆頭者を省略した住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付は、この制度の通知対象とはなりません。

※1. 「住民票の写し等」とは、住民票（除票を含む。）の写し、住民票記載事項証明書（除票に係るものを含む。）、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍謄（抄）本（除籍に係るものを含む。）、戸籍記載事項証明書（除籍に係るものを含む。）をいいます。

※2. 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は、本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は、本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。

各務原市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書

年 月 日

（宛先）各務原市長

届け出にみえた方	住 所	〒	—
	氏 名		
	連絡先		
届 出 人 の 区 分	1. 本人 2. 法定代理人 3. 法定代理人以外の代理人		

各務原市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第6条の規定により、（登録内容の変更・登録の廃止）を次のとおり届け出ます。なお、本届出書に記載された個人情報は、本人通知制度の事務処理のために利用します。

登録内容の変更又は登録を廃止する者の氏名	フリガナ
生 年 月 日	年 月 日

登録内容の変更する場合

変 更 内 容	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> その他（ ）
変 更 前	
変 更 後	

法定代理人が届出する場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1. 未成年者の法定代理人 2. 成年被後見人の法定代理人	
氏 名	フリガナ	
住 所	〒	—
連 絡 先		

（注意）

- 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。
- 届出の際に次の書類を提出し、又は提示してください。
 - あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書等）
 - あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 - あなたがこの届出に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状と委任者の本人確認書類「コピー可」）
- 裏面の内容をよくお読みください。

※次の欄は記入しないでください。

受 付	入 力	照 合	本人等の確認書類	備 考
			<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

各務原市住民票の写し等の本人通知制度登録（変更・廃止）届出書について

1. この届出書は、各務原市本人通知制度に登録された方に係る登録内容に変更があったとき又は登録を廃止しようとするときに使用するものです。
2. この届出書を提出しようとする方は、この届出書に必要事項を記載の上、ご本人であることが確認できる書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書等で本人の写真が貼付されたもの等）を添えて へ届出をしてください。
3. 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による届出をするときは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - （1）登録を希望する方又は登録された方が疾病その他やむを得ない理由等により直接、申込みをすることができないとき。
 - （2）他の市区町村に居住しているとき。
4. 郵便等により届出をするときは、この届出書に必要事項を記載の上、本人であることが確認できる書類（個人番号カード、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書等で本人の写真が貼付されたもの等）の写しを同封してください。
5. この届出書により登録内容の変更をしても、登録期間は延長されません。
6. この届出書を提出する前に登録が廃止されているときは、この届出をすることはできません。
7. この届出書により登録を廃止したときは、届出日の前日までに各務原市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を発送すべき事案がなければ、届出日をもって通知書の送付を停止します。

様式第4号 (第7条関係)

第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

各務原市住民票の写し等交付通知書

あなた様の住民票の写し等を第三者に交付しましたので、各務原市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第7条の規定により通知します。

なお、第三者へ交付した住民票の写し等の内容については、個人情報の保護に関する法律の規定により、本人から個人情報開示請求をすることができます。

ただし、開示請求が認められた場合においても、同法の規定の範囲内での情報の開示になります。

住民票の写し等の交付年月日	年 月 日
交付した住民票の写し等の種別及び通数	(通)
交付した住民票の写し等の交付請求者の種別	代理人 ・ 代理人以外

問い合わせ先	各務原市役所 電話
--------	-----------